

廿日市市地域貢献活動保険のご案内

(対象期間:令和8年5月1日~令和9年4月30日)



廿日市市 地域振興部 地域振興課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市役所2F
電話：0829-32-3810 FAX：0829-32-1059

目次

1	廿日市市地域貢献活動保険とは	・ ・ ・ ・ ・	P1
2	保険の対象となる地域貢献活動とは	・ ・ ・ ・ ・	P1
3	保険の内容	・ ・ ・ ・ ・	P2
	① 賠償責任保険		
	② 傷害保険		
4	事故が発生した場合の手続き	・ ・ ・ ・ ・	P3
5	地域貢献活動保険 Q&A	・ ・ ・ ・ ・	P3
6	事故を未然に防ぐために	・ ・ ・ ・ ・	P3
別添	廿日市市地域貢献活動保険事故報告書	・ ・ ・ ・ ・	P4

1 廿日市市地域貢献活動保険とは

自主的に組織された市民活動団体の皆さんが安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動中の思わぬ事故を対象とした保険制度です。

この保険の対象となるためには、廿日市市市民活動ネットワークに登録することが必要です。登録料や、保険料の負担はありません。

登録には、団体の活動内容や目的がわかる規約、事業計画書などをご用意のうえ、廿日市市市民活動センター（廿日市市住吉二丁目2番16号）で手続きをしてください。

なお、市民活動ネットワークへの登録のみをもって、登録団体のすべての活動がこの保険の対象となるということではありません。

2 保険の対象となる地域貢献活動とは

次の要件をすべて満たす活動です。

- 1 5人以上で自主的に構成された団体の活動
- 2 無報酬（交通費等実費の支給等を除きます）の活動
- 3 継続的・計画的に実施されている活動
- 4 公益性のある活動

※ 公益性とは、地域住民やその他の社会の利益を目的とした活動で、会員の楽しみや趣味のサークル活動は対象となりません。

- 5 廿日市市内における活動

※ 保険の適用範囲には、準備活動、活動の往復経路も含まれます。



◆保険の対象となる主な活動の例と保険の対象者は次のとおりです。

対象となる地域貢献活動の例	対象者
<ol style="list-style-type: none">① 清掃活動、資源回収活動など、環境美化・リサイクル活動② 子育ての支援や高齢者のつどいなど、地域福祉活動③ 防犯パトロール、交通安全立哨、子どもの見守り活動など、安心安全活動④ 防災訓練、啓発活動などの平常時における自主防災活動⑤ 災害復旧活動（2次災害の危険性がないと市が認めたときに限る）	<p>無報酬の活動者</p> <p>※ 活動者とは、運営スタッフ、指導者及び活動者とともに直接、地域貢献活動をする者をいいます。</p>

◆保険の対象とならない代表的な例

- 1 スポーツ・レクリエーション・文化活動など、行事への参加者の事故
例：運営スタッフや指導者（監督・審判など）の事故は対象となりますが、競技者や観覧者など、参加者の事故は対象となりません。
- 2 市主催事業への参加者の事故
- 3 学校行事における事故
- 4 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動
- 5 職務遂行中や職業に従事しているときの事故
- 6 地震などの天災による事故

3 保険の内容

市が保険会社と契約し、保険料を負担しています。なお、保険金の認定・支払いは保険会社が行います。

① 賠償責任保険

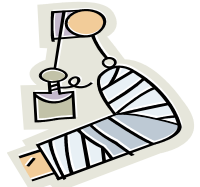
地域貢献活動中に活動者の過失により、他の活動者または第三者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる保険金です。



区分	保険金額	内容	事故の例
身体賠償	1名 1億円 (1事故につき3億円を限度)	他人の身体に損害を与えた場合	高齢者のつどいを開催中、誤った誘導により、参加している高齢者を負傷させた。
財物賠償	1事故 500万円	他人の財物に損害を与えた場合(ただし、市所有の財物は、対象外です。例:学校設備など)	自治会活動で回覧版を自転車に乗って配布中、誤って駐車中の車にぶつかり、車に傷をつけた。
保管物賠償	1事故 500万円	他人から預った品や管理しているものを紛失したり、壊したりして、損害を与えた場合。 ※ただし、美術品、骨とう品等は除く	サロンで使用するため、他人から預かった壺を誤って落下させ壊した。

注意1) 活動者が、自ら占有・使用・管理する車輛によって起こした、第三者に対する法律上の賠償責任を負う事故は対象となりません。

注意2) 財物賠償及び保管物賠償は、修理代や時価額での補償となります。



② 傷害保険

地域貢献活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故(日射病、熱中症(熱射病)及び病原性大腸菌群O-157などの細菌性食中毒も含まれます。)によって、活動者が死亡・負傷した場合に支払われる保険金です。

区分	保険金額	内容	事故の例
死亡	1名 500万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に死亡した場合	河川清掃活動中に、誤って橋から転落して死亡した。
後遺障害	最高 500万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	森林の清掃ボランティア活動中に草刈り機で誤って指を切断した。
入院	1日 3,000円 (入院180日が限度)	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に入院または通院を要することとなった場合 通院は4日以上から対象で、1日目に遡って支給	地域で防犯マップをつくるため、夜間に現地調査中、転倒、骨折して治療のため入院した。
通院 (4日から対象)	1日 2,000円 (通院90日が限度)	※医師のいる医療機関(病院、診療所)で診断、治療を受けてください。	
手術	入院保険金の10~40倍(1回を限度)	傷害事故を原因として入院し、入院保険金が支払われる場合で、そのケガのために手術を受けた場合	子どもの見回りパトロール中、階段を踏み外して転倒、複雑骨折して、治療のため入院、手術を受けた。

注意1) むち打ち症、腰痛で、医学的他覚所見のないもの(医師が視診、触診、画像診断などによって傷害を裏付けることができないもの)は対象となりません。

注意2) チェーンソー使用による事故も対象となります。(平成26年5月1日から適用)ただし、未経験者や初心者による使用、夜間、悪天候時における使用などにより起こした事故は傷害保険が適用されない場合があります。

4 事故が発生した場合の手続き

- (1) 万が一、地域貢献活動中に事故が発生した場合は、**事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために、速やかに医師のいる病院または診療所に行ってください。**
- (2) 事故の第一報を**事故日から30日以内**に地域振興課に電話等でご連絡ください。手続きの流れについてご説明します。
- (3) 地域振興課にある『**廿日市市地域貢献活動保険事故報告書**』に必要事項を記入し、以下の必要書類と一緒に地域振興課に提出してください。



<必要書類>

- ① 事故当日の事業内容がわかるもの（パンフレット、回覧、通知文等）
- ② 当日の活動者の名簿
- ③ 事故発生状況がわかるもの（写真等）
- ④ 損害賠償に関わる請求書（賠償責任保険の事故の場合のみ）

- (4) 保険会社から廿日市市へ送られてきた保険金請求書等の書類を市民活動団体の代表者にお渡ししますので、必要事項を記入し、地域振興課へ提出してください。
- (5) 保険金請求書の内容について、保険会社が確認・調査した結果、保険金支払いの対象事故として認める場合に保険金が支払われます。

5 地域貢献活動保険 Q&A

Q	A
自治会・町内会での清掃活動のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒してケガをしました。この場合は対象となりますか。	自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復中に活動者自身がケガをし、あらかじめその行動が事業計画や名簿などで証明できる場合は、 傷害保険の対象となります。 ただし、往復中に他人にケガをさせた場合は 賠償責任保険の対象となりません。
地区コミュニティ推進団体主催の運動会の競技中に転倒し、ケガをしました。この場合は対象となりますか。	地区コミュニティ推進団体などの地域住民自治組織が主催する運動会であれば対象となります。 この場合以外のスポーツ活動では、指導、準備、片づけなど運営スタッフの事故は対象となりますが、競技者、観覧者などは対象となりません。
市民活動団体が、団体の活動で地域の清掃奉仕活動のため、草刈機を使用中、草刈機が石をはねて駐車中の 他人の自動車 にキズをつけました。この場合は対象となりますか。	団体の活動中に草刈機が石をはねて駐車中の 他人の自動車 にキズをつけた場合は、 賠償責任保険の対象となります。
地区コミュニティ推進団体主催の防災訓練で、チェーンソーを使用した、倒木や家屋の切断作業を実施しました。このとき、今までチェーンソーを使用したことのない人が操作を誤りケガをしました。この場合は対象となりますか。	チェーンソーを使用したことのない人（未経験者、初心者）による事故は傷害保険が適用されない場合があります。 チェーンソーを使用して活動する際、不安な点がある場合は、事前に地域振興課までご相談ください。
高齢者の配食サービスのために作ったお弁当が、O-157に感染し、食中毒をおこしました。その場合は対象となりますか。	配食サービスを受けた高齢者に対しては 賠償責任保険 、お弁当を作ったボランティア（活動者）がそのお弁当を食べて発症した場合は 傷害保険の対象となります。

6 事故を未然に防ぐために

万が一のための保険があるとはいえ、事故が起こらないようにすることが一番大切です。活動計画を立てるとき、実施するときには安全対策も考慮しましょう。

また、活動者は自分の体力を過信することなく、無理のない活動を心がけましょう。

- ① 活動者の役割は、体力などを考慮して分担しましょう。
- ② スケジュールには十分な余裕を持ちましょう。
- ③ 活動場所に危険な箇所がある場合、事故防止対策を考慮しましょう。
- ④ 活動前に事故防止の注意を呼びかけましょう。





廿日市市地域貢献活動保険事故報告書

廿日市市長 様

報告日 年 月 日

団 体 名	
団 体 代 表 者	印
担当者（責任者）	
連 絡 先	（ ） -

地域貢献活動中に事故が発生したので、報告します。

種 別	1 傷害 2 賠償責任 (いずれかに○)		
発 生 日 時	年 月 日	午前 午後 時 分頃	
発 生 場 所			
事業の名称			
傷 害	氏名	年齢 () 才	
	住所	電話 () -	
賠 償 責 任	加害者	氏名	年齢 () 才
		住所	電話 () -
	被害者	氏名	年齢 () 才
		保護者氏名 (未成年のみ)	
		住所	電話 () -
財物名	損害額	円	
負傷者の状況	症 状	骨折 打撲 切創 脱臼 ねんざ やけど 欠損 その他	
	入院・通院の別	1 入院 2 通院 (いずれかに○)	
	治療見込期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日程度)	
	通院病院名		
	病院住所	電話 () -	
担当医氏名			
事故発生状況 (詳しく記入)			

- 添付書類 ①当日の事故内容が分かるもの（パンフレット、回覧、通知文など）
 ②当日の活動者の名簿
 ③事故発生状況が分かるもの（写真など）

上記地域貢献活動中の事故を確認し、受理しました。 廿日市市長

印

発行：令和8年5月